

## 今治市地域防災計画・今治市水防計画（案） に対するパブリックコメントの結果について

- (1) 意見の募集期間 令和4年12月26日（月）～令和5年1月13日（金）
- (2) 提出者数 1名
- (3) 提出意見数 25件



今治市防災危機管理課

No		意見の概要	意見に対する市の考え方	修正内容
1	要配慮者への対応について	<p>○市民自らが被害の事前予防、被害の拡大防止に努めるが、高齢者等要配慮者に優先的な物資などの提供を実施すること。</p> <p>○発災後は高齢者や障がい者などの要配慮者が安全に避難できる避難所を早期に開設すること。また、避難所間などの移動により体調を崩すことの無いよう配慮すること。</p> <p>○災害時に母子や女性に特化した支援を行うこと。</p>	<p>○市民自らが被害の事前防止及び被害の拡大防止ができるように、市政出前講座などを通じ自助・共助について啓発活動を実施してまいります。また、災害が発生する恐れがある場合には、高齢者等避難（レベル3）を発令し、避難に時間を要する方には早めの避難を促すとともに、速やかに避難所を開設し、受け入れ態勢を整えます。</p> <p>○備蓄については、高齢者・乳幼児を対象とした食料や、おむつ、哺乳瓶、生理用品などの備蓄を計画的に進めてまいります。</p> <p>○母子や女性に特化した支援については、いただいたご意見を参考に関係部署と連携して検討してまいります。</p>	
2	避難所運営について	<p>○指定福祉避難所の開設、運営について実施体制を整えること。施設ごとの受け入れ対象者について周知すること。福祉避難所にも簡易トイレなどの備蓄を行うこと。</p> <p>○避難所開設に係る資材を配備すること。</p> <p>○市の備蓄物資の配布方法などを周知すること。</p> <p>○要配慮者用のトイレを確保すること。</p> <p>○男女別のトイレや、多目的トイレの設置をすること。</p>	<p>○指定福祉避難所での受け入れについては、市と施設と協議のうえで決定することになっています。一方で、直接指定福祉避難所に避難できる方は施設ごとに、高齢者、障がい者、妊婦及び乳幼児などと公示されており、事前に施設との協議が必要であり、一般の方は指定福祉避難所の受け入れ対象となっていないのでご理解をお願いします。</p> <p>○本市では、全ての指定一般避難所（142箇所）に避難所開設セット（オールインワンボックス）を配備し、避難所を担当する職員にも周知しています。また、職員への避難所開設訓練やゾーニングなどの訓練も実施し、スムーズな避難所開設及び運営ができるような体制を整備しています。</p> <p>○備蓄物資については、物資供給班を編成し分散備蓄している倉庫から各避難所へ配布することとしています。また、食料や生活必需品などの配布については、広報などで周知することとしております。</p> <p>○トイレについては、携帯トイレ、手すり付き便座などを備蓄していますが、今後も要配慮者への対応を考慮した調達や、便座などの備蓄を計画的に進めてまいります。</p>	

3	地域と行政などの連携について	<p>○高齢化が進む中で、地域の自治会等の役員だけでは地域の防災対策が困難な状況にあるため、平時から女性や、勤労者、若者など幅広く市民への防災教育を推進し、地域防災対策に参画させること。</p> <p>○行政や、自主防災組織との情報共有を図り避難行動要支援者名簿の効果的な活用を図ること。</p>	<p>○令和元年度には57回(参加者5,622人)市政出前講座を実施しましたが、今後も積極的に市政出前講座などを通じ、地域、企業、学校関係者など、幅広い職種や年齢層の方と一緒に防災に取り組むことができるよう啓発活動を実施してまいります。さらに、地区防災計画の作成について、地域の実情に応じた助言を行い、作成のバックアップを実施してまいります。</p> <p>○要配慮者につきましては、避難行動要支援者名簿を作成しておりますが、避難の実効性を高めるため記載内容を見直し、個別避難計画の充実を図ってまいります。個別避難計画の作成及び有事の際の避難については地域の方のお力が必要ですので、地域の方と情報共有しながら、これらの資料が有効活用できるように検討したいと考えていますのでご協力をお願いします。</p>	
4	防災訓練などについて	<p>○市民の実践的な防災訓練を実施すること。</p> <p>○市職員の防災訓練を実施するとともに、職員用の食糧等の備蓄も行うこと。</p> <p>○児童、生徒の保護者への引き渡しや、引き渡し不可能的な場合を想定し一時的に滞在するための訓練などを実施すること。</p> <p>○児童、生徒に対し防災教育を実施する場合には、消防団、医療機関、防災士、行政などが共に学ぶ機会を作ること。</p> <p>○児童、生徒の防災教育と福祉教育をセットで行うこと。</p>	<p>○総合防災訓練では、市民の防災意識の普及高揚や自主防災組織の育成を図り、安全・安心なまちづくりを進めるため、総合防災訓練実施要領等に基づき実施しておりますが、より実践的な訓練ができるよう内容を検討してまいります。</p> <p>○市職員は総合防災訓練だけではなく、避難所開設訓練、図上訓練、無線の通信訓練など有事に備え適宜訓練を実施しています。また、活動要員用(市職員用)の食糧などの備蓄も行っておりますが、今後も計画的な備蓄を行ってまいります。</p> <p>○水害や土砂災害が発生するおそれがある学校施設(要配慮者施設)は、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた、避難確保計画の作成及び計画に基づく避難訓練を実施することが義務付けられており、災害種別に応じた訓練を年1回実施していただいております。また、教員への啓発や児童、生徒への防災教育などを他機関とも連携し積極的に実施してまいります。</p>	

5	情報発信、周知について	<p>○避難のために外出する場合はブレーカーを落としたり、ガスの元栓を閉めるなど安全対策を実施すること</p> <p>○動物飼養者に対し、ペット同行避難について周知すること。</p> <p>○災害リスクに応じた避難所を周知すること</p> <p>○多言語に対応した避難所誘導標識を整備すること。</p> <p>○市民が容易に情報収集できるシステムを構築すること。</p> <p>○視覚障がい者、聴覚障がい者などの要配慮者にも的確に情報を伝達し、安全に避難できる方法を確立すること。</p> <p>○地域を絞った避難情報の発令を実施すること。</p>	<p>○ペットとの同行避難については、ホームページなどで周知を行っており、今年度初めてペット同行避難訓練を実施しました。</p> <p>○今年度、自宅周辺の災害リスクや、近隣の避難所が確認できるように、総合防災マップを全戸に配布するとともに、デジタル版総合防災マップの運用を開始しました。また、多言語版防災マップを作成し、外国人に対する災害リスクなどの周知も行っております。今後は、避難誘導アプリなどのデジタル技術を活用した情報発信ツールの整備を進めてまいります。</p> <p>○有事の際の避難情報や避難所開設情報などは、適切なタイミングで防災行政無線やSNSなど、あらゆる手段を通じ周知することとしておりますのでご理解をお願いいたします。</p>	<p>「避難のために外出する場合はブレーカーを落としたり、ガスの元栓を閉めるなど安全対策を実施すること」というご意見に対し、地震津波対策編第2部第2章第1節2地震発生時の実施事項に「(4) 避難のため家を空ける際、ブレーカー・ガスの元栓等の安全チェック、施錠を行う。」と追記し修正しました。</p>
6	その他	<p>○家庭における風呂水の活用方法について</p> <p>○自宅から排出される汚物の処理方法について周知し、防疫上の観点から不衛生な状況にならないように配慮すること。</p> <p>○建物の耐震対策を推進すること</p>	<p>○風呂の残り湯は、初期消火やトイレ洗浄用などに活用できますが、ご意見のとおり、各家庭の状況や衛生面に配慮する必要があると考えています。</p> <p>○ごみの搬出の方法については、市政出前講座などを通じ適切な搬出方法を周知してまいります。</p> <p>○建物の耐震対策については、昭和56年5月以前に建築された現行の耐震基準に適合しない既存建物の安全性の向上を推進するため、市民の皆さまの震災に対する防災意識の向上につながる情報提供、普及啓発や助成制度を実施しているところです。各地域で実施している地震対策講座や戸別訪問などを通じて、耐震診断や耐震改修の重要性について建物所有者などと理解を深めるとともに建物の状況を的確に捉え、耐震対策の一層の推進を図ってまいります。</p>	